

16 新健介利第 1 7 4 号
平成 17 年 2 月 2 8 日

居宅介護支援事業者 各位
訪問介護事業者 各位

新宿区健康部介護保険課長 竹若 世志子
(公印省略)

訪問介護における銭湯への外出及び入浴介助について

日頃から、介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、介護保険における訪問介護サービスは居宅において行われるものであり、外出介助は、「通院介助」及び「自立生活支援のための見守りの援助」として「日常生活に必要な買い物」が例外的に認められているところです。

しかし、風呂が設置されていない狭あいな住宅に住む高齢者が少なからずいるなどの区の地域特性から、一定の範囲内で銭湯への外出及び入浴介助（以下「銭湯介助」という。）を認めることが必要と判断し、その可否について判断基準を定めました。

つきましては、今後、下記のとおり取り扱うこととしますので、よろしく願いいたします。

記

- 1 区が銭湯介助の可否を判断する手順および訪問介護の算定対象として認める基準別紙、「銭湯介助の可否判断手順」および「銭湯介助を訪問介護の算定対象として認める判断基準及び付帯条件」のとおり
- 2 問合せ先
新宿区健康部介護保険課
指導係 電話 5 2 7 3 - 3 4 9 7
給付係 電話 5 2 7 3 - 4 1 7 6
- 3 その他
 - (1) 今回お示しした判断基準は、銭湯介助以外の外出介助にまで適用されるものではありません。利用者の趣味趣向にかかわる行為等の外出介助は、介護保険の訪問介護の算定対象としては認められません。
 - (2) 銭湯介助を介護保険の訪問介護として居宅サービス計画に位置づけるには、区への確認書の提出が前提となります。区が可否判断をしていない銭湯介助は介護報酬算定対象となりません。現在、銭湯介助を居宅サービス計画に位置づけているものについても、同様の確認書の提出をお願いします。
 - (3) 新宿区以外の利用者に対する銭湯介助については、それぞれの保険者にお問い合わせください。

平成17年2月28日
新宿区健康部介護保険課

銭湯介助の可否判断手順

下記の手順で申請をしてください。

記

1 申請者

銭湯介助を希望する利用者

※ 担当ケアマネジャーが代行してください。

2 受付担当係

介護保険課給付係で受け付けします。

受付に際しては、訪問介護の原則及び区の判断基準（裏面参照）を理解しているかを確認したのち、下記の提出書類を受け付けします。

受付の段階では、可否の判断をしません。

3 提出書類

- (1) 居宅サービス計画の写し（第1表～第8表）
- (2) 銭湯介助に関する確認書
- (3) アセスメントに関する記録の写し
- (4) その他、申請者が必要と考える補足資料（任意）

4 適否の判定会議

申請受付後は、判定会議を開き、基準を満たしているか判断します。

5 申請者への連絡

1週間後ぐらいに給付係が判定会議の結果を申請者（担当ケアマネジャー）に連絡します。その際、付帯条件についても説明します。

6 その他

付帯条件に基づいてサービスを実施し、モニタリング等の報告をしてください。

銭湯介助を訪問介護の算定対象として認める判断基準及び付帯条件

- 1 次の基準をすべて満たす利用者について、銭湯介助を指定訪問介護の算定対象とする。
 - ア 本人が銭湯介助を希望している。
 - イ 適切なアセスメントに基づいて銭湯での入浴介助の必要性が導き出されており、かつその必要性が妥当であると認められる。
 - ウ 自宅に風呂がない。
 - エ 独居又は高齢の配偶者のみの世帯で、入浴に際して家族の介助を受けられない状況にある。
 - オ 銭湯介助を代替するその他の介護サービス（通所サービス、訪問入浴、新宿区社会福祉協議会の訪問介護）について検討が十分になされているが、それらを利用できない妥当な理由がある。
 - カ 浴場での入浴介助の前後に、利用者の居室内における準備や浴場までの歩行介助等を含む、一連のサービス行為である。
 - キ 銭湯への外出と入浴における医療面での安全性について確認が取れている。
 - ク 銭湯介助の必要性と他のサービス利用状況とが矛盾していない。
 - ケ 居宅での入浴が不可能な状況が、利用者の嗜好に起因していない。
 - コ 上記アからケまでの事項が検討された上で、居宅サービス計画上に位置づけられている。
 - サ 保険料段階が第1段階、第2段階又は第3段階である。

- 2 以上の基準を満たしたものについて、“アセスメント及びモニタリングを定期的かつ必要に応じて随時実施し、居宅での入浴の可能性又は他のサービスへの移行等を常に検討すること”を条件に銭湯介助を訪問介護として認め、介護報酬を支払う。・・

